新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 17





新潟県後期高齢者医療広域連合条例第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例 条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例

平成28年2月28日 条例第3号

(新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成19年新潟県後期高齢者医療 広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年新潟県後期高齢者医療 広域連合条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第20条第1項中「について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」に、「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「当該開示決定等」を「当該行政文書の開示」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 第20条に次の1項を加える。
- 4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 第9条第1項、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項 の規定は、適用しない。

第21条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改

め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年 新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。 第3条第1号中「第20条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」 に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項及び同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条第3項において同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項を削る。 第11条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を 「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請 求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審 査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の 次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは複写をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは複写に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次のように加える。

審査会は、第8条第3項、第4項若しくは前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第4条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年新潟県後期高齢者 医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第27条の3第1項及び同条第2項中「訂正決定等」を「訂正請求に対する決定等」 に改める。

- 第28条第1項中「前条第1項」を「第27条第1項」に改める。
- 第29条の2第2項中「利用停止請求」を「利用停止等請求」に改める。
- 第4章の章名を次のように改める。

第4章 審查請求等

第33条の見出しを「(審査請求があった場合の手続)」に改め、同条第1項中「又は利用停止等決定等」を「若しくは利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「基づく不服申立て」を「基づく審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等をすることとするとき。

第33条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条 に次の1項を加える。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項、第17条、第24条、 第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

第34条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第35条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。